租税特別措置法施行令第二十五条の十七第四十項	の額	の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
租税特別措置法施行令第二十六条の十七第八項	長は	長は、復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
	所得税の額	所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第四項	控除した金額を控除した金額	控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額を控除した金額
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号及び第四号	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額
租税特別措置法施行令第三十九条の十八第二十三項	所得税等の額を	所得税等の額及び防衛特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
	同条第四項	法第六十六条の七第四項
租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第八項	所得税等の額を	所得税等の額及び防衛特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第三条の第一項	第二百三条の二	第二百三条の二、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条の二第二項及び第三項	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条の二第四項	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の
	所得税の	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条の二第五項及び第六項	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第四条第二項	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第四条第三項	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第四条第四項	第百八十三条	第百八十三条、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
	同条	これら
	同法第二百三条の二	所得税法第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第五条	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第六条	前二条	防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えられた前二条
	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第八条第一項	第二百四条第一項の	第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の